

令和 6 年度公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部 内部監査計画

1 令和 5 年度内部監査の状況

デフリンピック準備運営本部（以下「準備運営本部」という。）では、東京都が策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン（以下「東京都のガイドライン」という。）」等を踏まえて、監査室で事務及び事業全般の執行状況の内部監査を行うとともに、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）の監事監査及び外部監査と三者で連携を図っていくこととしている。

東京都のガイドラインでは、大会運営組織の始動期において、「ガバナンス確立に向けた体制整備」を着眼点にしていることから、令和 5 年度は、ガバナンス体制の整備面など、リスクアプローチの観点を踏まえて内部監査を実施した。また、監事監査及び外部監査と三者で定期的に意見交換を実施し連携を図ることで、三様監査体制を構築した。

2 基本方針

令和 5 年度の内部監査では、不正の未然防止及び早期発見のため、監査室がヒアリングを実施し、準備運営本部内において生じるおそれがあるリスクとその未然防止策等について確認を行った。準備運営本部全体で不正及びリスクの未然防止並びに早期発見に向けて具体的に対策を講じているとともに、チェック体制が取られていることを確認した。

ヒアリングの中で、令和 6 年度は職員の増員や職員構成の変化、外部との接触機会の増加等が見込まれることから、不正や事故等が生じないように、改めて職員への意識啓発や研修等が重要であるという意見が多く挙げられた。

東京都のガイドラインでは、大会運営組織の本格活動時において、運営が適正かつ効率的なものとなるよう「ガバナンスの実効性の確保と適切な見直し」を着眼点にしている。

令和 6 年度は大会準備が本格化することから、東京都のガイドラインや令和 5 年度の監査室ヒアリングの際の意見等を踏まえて、適切なガバナンス体制の確保、状況を踏まえた適切な見直し等の観点により、重点的に監査を実施する。

3 監査内容

(1) 重点監査

デフリンピック特有のテーマやリスクの高い項目を重点的かつ横断的に確認することで、監査の実効性を高める。

令和 6 年度は、職員の増員や職員構成の変化、外部との接触機会の増加等が見込まれることから、上記の基本方針に基づき、状況に応じて、適切なガバナンス体制が十分に機能しているか、業務プロセスにおいて適切な見直しが定期的に行われているか等について、監査室が各部にヒアリングを実施する。また、事業の計画的な執行管理、適切な意思決定等についても各部に確認していく。

(2) 業務監査

令和6年度は契約事務、会計事務、文書事務、サービス管理、情報管理等について適正性、経済性、透明性、説明責任の担保等の観点から、業務監査を実施する。

契約事務：財務契約検討会、指名業者選定委員会 等

会計事務：現金出納簿、現金等の管理、各種帳簿類の管理 等

文書事務：事案の決定、文書等の管理、公印の管理 等

サービス管理：出退勤記録、休暇・出張・超勤・テレワーク等の手続 等

情報管理：情報の取扱、セキュリティに関する取組 等

4 監査機関同士の連携について

令和6年度も引き続き事業団の監事監査及び外部監査とともに、三者で定期的に意見交換を実施し連携を図る。令和6年度は意見交換を3回実施する。

1回目は6月に実施し、内部監査の内容を共有するとともに、監事監査及び外部監査の結果・課題等を確認し、意見交換を行うことで、内部監査の監査内容等に反映していく。

2回目は11月頃に実施し、内部監査実施結果等を共有し、令和7年度内部監査の方向性について意見交換を行う。

3回目は3月頃に実施し、令和7年度の内部監査計画案等を共有するとともに、外部監査の実施状況を確認し、意見等を踏まえて令和7年度内部監査計画等に反映していく。

5 監査日程等について

6月：監査機関同士の意見交換

7月：内部監査の実施

11月頃：監査機関同士の意見交換

1月：内部監査報告書の公表

3月頃：監査機関同士の意見交換